

第127期 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2022年3月24日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 富士の間

開催場所が昨年と異なりますのでご注意ください。
お土産のご用意はございません。
何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、
本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に
応じて、係員のマスクの着用やアルコール消毒液の設
置など、感染予防措置を講じてまいります。
本株主総会にご出席される株主様は、ご理解とご協力を
賜りますようお願い申し上げます。

目次

第127期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	6
連結計算書類	25
計算書類	38
監査報告書	49
株主総会参考書類	55
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役2名選任の件	
株主総会会場ご案内図	裏表紙

株 主 各 位

東京都文京区大塚二丁目15番6号
株式会社 不二家
代表取締役社長 河村 宣行

第127期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第127期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止のため、当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネット等による議決権行使をお願い申し上げます。

なお、書面またはインターネット等により議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3ページから5ページの「議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2022年3月23日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月24日（木曜日） 午前10時
 2. 場 所 東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 富士の間
(裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
開催場所が昨年と異なりますのでご注意ください。
お土産及びお飲み物の提供はございません。
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第127期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第127期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役2名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（アドレス<https://www.fujiya-peko.co.jp/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

当社第127期定時株主総会における新型コロナウイルス感染症の対応についてご案内させていただきます。

<株主様へお願い>

- ・株主様のご健康と感染拡大防止の観点からご高齢の方や基礎疾患のある方、妊婦の方、また妊娠の可能性のある方は、ご出席について慎重にご検討ください。
- ・発熱や咳等の症状のある方、新型コロナウイルス感染が疑われる方はご来場をお控えください。これらに該当する方は感染拡大防止のため、ご入場をお断りすることがございます。
- ・議決権行使は、3ページから5ページの「議決権行使のご案内」をご参照のうえ、可能な限り書面またはインターネットでの事前行使をお願い申し上げます。

<当社の対応について>

- ・当社役員及びスタッフは、マスクを着用し、会場内にはアルコール消毒液を設置いたします。
- ・受付前に非接触型体温計による検温のご協力をお願いいたします。
- ・感染予防のため会場内は座席の間隔を広げ、座席数を制限して運営を行います。満席となりました場合は、議場への入場を制限させていただくことがございます。
- ・本総会においては、感染拡大防止の観点から議事の時間を短縮する予定です。
- ・株主総会ご出席の株主様へのお土産及びお飲み物のご提供は取り止めさせていただきます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更を生ずる場合は、インターネット上の当社ホームページ（アドレス<https://www.fujiya-peko.co.jp/>）にてお知らせいたします。

インターネット等による議決権行使

スマートフォンにより議決権行使書用紙のQRコードを読み取り、スマートフォン用議決権行使ウェブサイト（スマート行使）にアクセスするか、パソコン用議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

行使期限 2022年3月23日（水曜日）午後5時行使分まで

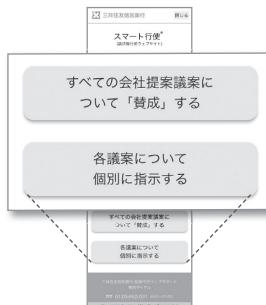
QRコードを読み取り 「スマート行使」で議決権を行使する方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

- 2 表示されたURLを開くとスマートフォン用議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※議決権行使コードおよびパスワードの入力は不要です。

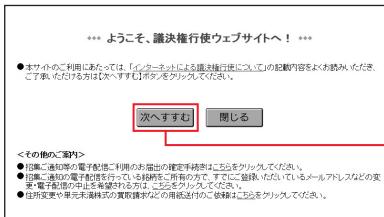
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度スマート行使で議決権を行使した後に行使内容を変更される場合は、①再度QRコードを読み取ってパソコン用議決権行使ウェブサイトへアクセスするか、②パソコン用議決権行使ウェブサイトへ直接アクセスして、再度議決権を行使していただくこととなります。パソコン用議決権行使ウェブサイトでの議決権行使につきましては、次ページをご確認ください。

議決権行使ウェブサイトで 議決権を行使する方法

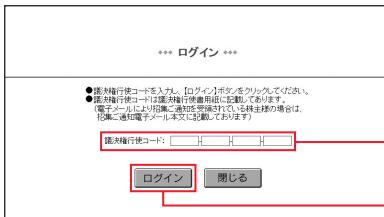
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

<https://www.web54.net>



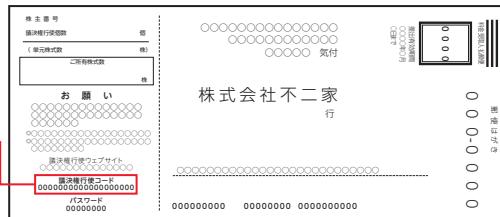
「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙裏面に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

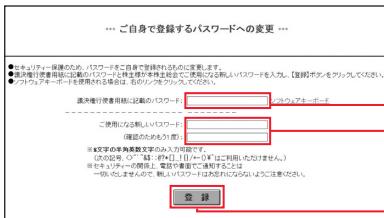


「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック



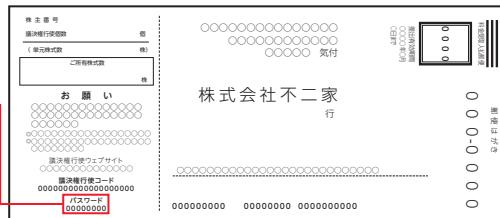
3 議決権行使書用紙裏面に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※議決権行使の取扱い

- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとしたします。
- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効なものとしたしますが、同日に到着した場合には、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

区分	期別 当連結会計年度(第127期) (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	前連結会計年度(第126期) (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	対前期比	増 減
	百万円	百万円	%	百万円
売上高	104,751	99,085	105.7	5,665
営業利益	4,146	2,497	166.0	1,648
経常利益	5,218	3,036	171.9	2,181
親会社株主に帰属 する当期純利益	3,173	1,046	303.3	2,127

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスのワクチン接種が進み、景気に持ち直しの動きがみられるものの、感染拡大の影響を受け、厳しい状況となりました。

食品業界においては、外出や会食の自粛があり、特に飲食店では大きな影響を受け、厳しい経営環境となっております。

このような状況下にあって当社グループは、お客様に、より良い商品と最善のサービスを提供できるように、従業員の健康管理をはかりつつ、巣ごもり消費など新しい生活様式に対応した営業施策のもと、売上と利益の確保につとめてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、単体の好調な売上により、1,047億51百万円（対前期比105.7%）となり、前期実績を上回りました。利益面でも販売管理費など経費の圧縮につとめた結果、営業利益は41億46百万円（対前期比166.0%）、経常利益は52億18百万円（対前期比171.9%）、親会社株主に帰属する当期純利益は31億73百万円（対前期比303.3%）となり、増収増益となりました。

当社グループの事業別の概況は次のとおりであります。

「事業別売上高」

事業別		当連結会計年度（第127期）		前連結会計年度（第126期）		対前期比	増 減
		2021年1月1日から 2021年12月31日まで		2020年1月1日から 2020年12月31日まで			
		売上高	構成比	売上高	構成比		
洋菓子事業	洋菓子	百万円 25,411	% 24.2	百万円 23,694	% 23.9	% 107.2	百万円 1,717
	レストラン	4,166	4.0	4,245	4.3	98.1	△78
	計	29,578	28.2	27,939	28.2	105.9	1,638
製菓事業	菓子	67,213	64.2	63,172	63.8	106.4	4,040
	飲料	4,971	4.7	4,849	4.9	102.5	122
	計	72,185	68.9	68,022	68.7	106.1	4,162
その他		2,987	2.9	3,123	3.1	95.7	△135
合計		104,751	100.0	99,085	100.0	105.7	5,665

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

<洋菓子事業>

当社単体の洋菓子においては、洋菓子チェーン店にて、産地・品種にこだわった原料を使用した新製品や人気製品を拡販する施策を週替わりで実行して、お客様に選ぶ楽しさを提供してまいりました。同時に、テレビCMを含め特に若年層に向けた販売促進活動を展開して売上確保をはかった結果、前期実績を上回る売上となりました。なお、当連結会計年度末の不二家洋菓子店の営業店舗数は、前期差25店増の976店となっております。

広域流通企業との取り組みについては、取引先の拡大に加え、『洋菓子屋さんシリーズ』の「シュークリーム」などの販売が好調に推移し、アニメキャラクターとのコラボレーションを実施したパフケーキなどの製品提案も積極的に行って売場確保をはかりました。

上記の結果、単体の洋菓子の売上は、対前期比107.4%となり、利益面では、好調な売上のもと販売管理費の改善につとめ、黒字化を達成することができました。

(株)不二家神戸（2021年4月1日付で(株)スイーツガーデンから商号変更）では、前期よりチェーン店の不二家ブランドへの転換を進め、不二家製品の品揃えを充実させた結果、ケーキ類の販売が伸長し、増収に転じました。利益面では物流費など販売管理費の改善を進めることができました。

(株)ダロワイヨジャポンでは、店舗での積極的な販売促進活動のもと、主力製品であるマカロンの販売が伸長し、インターネット通販等の売上好調もあり、前期を上回る売上となっております。また、好調な売上により生産性が向上し、黒字化を達成することができました。

この結果、洋菓子事業における洋菓子の売上高は254億11百万円（対前期比107.2%）となりました。

レストラン事業については、2021年7月1日付で(株)不二家フードサービスを当社に吸収合併いたしました。洋菓子販売を有するレストランとしての特長を活かし、ライフスタイルや市場環境の変化に対応した店舗作り、メニュー強化等に取り組んでおります。好調なケーキ類の拡販や、料理のテイクアウトシステムの導入により売上は徐々に回復傾向にありますが、不採算店の閉鎖もあり、売上高は41億66百万円（対前期比98.1%）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における洋菓子事業全体の売上高は295億78百万円（対前期比105.9%）となりました。

<製菓事業>

当社単体の菓子においては、「カントリーマアム チョコまみれ」の好調な販売に対して生産能力を最大限に増強して対応いたしました。さらに、需要に合わせた包装形態も取り揃え、一層の拡販をはかってまいりました。また、『ルック』や発売70周年を迎えた『ミルクィー』など主力ブランド製品において新製品を発売するとともにキャラクターコラボレーションやテレビCM、デジタル広告配信等の販売促進活動を積極的に展開し、売上拡大につとめてまいりました。

この結果、当社単体の菓子の売上は、対前期比105.3%となり、利益面でも、生産性の向上等により、増益となりました。

不二家（杭州）食品有限公司では、中国経済停滞の影響を受ける中、新規販路の開拓やインターネット通販の拡大に注力し、前期実績を上回る売上を確保できましたが、原料価格の高騰もあり、利益面では前期実績をわずかに下回りました。

この結果、製菓事業における菓子の売上高は672億13百万円（対前期比106.4%）となりました。

飲料については、外出自粛の影響で低迷していた自販機販売の回復があり、売上高は49億71百万円（対前期比102.5%）と前年同期の実績を上回りました。

以上の結果、当連結会計年度における製菓事業全体の売上高は721億85百万円（対前期比106.1%）となりました。

<その他>

キャラクターグッズ販売、ライセンス事業及び㈱不二家システムセンターのデータ入力サービスなどの事務受託業務は、引き続き好調であります。不動産賃貸事業の家賃収入の減少が影響し、その他事業全体の売上高としては、29億87百万円（対前期比95.7%）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は、65億9百万円（リース資産投資77百万円を含む）であります。

主なものは、中国子会社における新工場の建設や製菓事業におけるチョコレート、ビスケット製造設備の省人化など生産性向上に対する投資並びに洋菓子事業における新規洋菓子製造設備導入に対する投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に実施しました資金調達につきましては、経常的な調達のほかは、増資や社債の発行等による調達はありません。

(4) 吸収合併による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2021年7月1日を効力発生日として、当社を存続会社、㈱不二家フードサービスを消滅会社とする吸収合併を行い、同社の権利義務の全てを承継いたしました。

当社は、2021年10月1日を効力発生日として、当社を存続会社、㈱不二家東北を消滅会社とする吸収合併を行い、同社の権利義務の全てを承継いたしました。

(5) 対処すべき課題

変異株を含めた新型コロナウイルス感染拡大の影響により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続くと思われ。主原料である小麦粉や油脂、糖類、包材など原材料価格高騰の懸念もあり、当社グループを取り巻く経済環境につきましては厳しい状況になると予測されます。

このような状況にあって当社グループは、「常により良い商品と最善のサービス（ベストクオリティ・ベストサービス）を通じて、お客様ご家族に、おいしさ、楽しさ、満足を提供する」という経営理念のもと、洋菓子、製菓の両事業を併せ持つという当社の強みを生かして売上と利益の確保につとめてまいります。

各事業別の主な取り組みは次のとおりです。

<洋菓子事業>

洋菓子チェーン店では、高品質・高付加価値製品の品揃えを充実させることにより、お客様に選ぶ楽しさを提供して製品の拡販につとめます。広域流通企業との取り組みについては、主力生産ラインを有効に活用できる製品や当社の技術力を活かした製品の提案を促進いたします。

これらの施策を支える販売促進策を強化して売上確保をはかり、個店において製品ロスの低減や人件費管理にＩＴシステムを活用するなど効率化を促進して収益性を高め、原材料価格増に対応してまいります。

次期は「ショートケーキ」発売100周年に当たり、これをテーマにした店舗の開設や記念製品の発売などのキャンペーンを実施してまいります。

レストランにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、厳しい状況に置かれておりますが、好調なケーキ類の拡販や店舗改装、メニュー強化に取り組んでまいります。

<製菓事業>

菓子においては、「カントリーマアム チョコまみれ」シリーズの生産設備をさらに増強するなど主力生産ラインの稼働を促進させて生産性向上に取り組めます。さらに、キャンペーンやSNS等を活用した販売促進策を多方面で展開して売上確保をはかります。

また、「アンパンマンペロペロチョコレート」のトレーの薄肉化をはじめ、製品の個包装、外装等のサイズや厚みを見直し、プラスチック包材の削減をはかるなど、地球環境問題へ取り組むと同時に、原材料費や物流費の削減につなげ、収益性向上につとめてまいります。

次期は「ルック」発売60周年に当たり、これをテーマにした記念製品発売などのキャンペーンを実施してまいります。

海外事業では、中国経済停滞の影響が懸念されますが、現地代理店との連携を強化し、主力製品の「ポップキャンディ」を軸に売上確保につとめるとともに、ビスケット製品の生産体制を増強するなど、拡販に注力いたします。さらに、東南アジアの市場開拓の取り組みを強化し、海外事業の売上確保を目指してまいります。

上記すべての事業活動において安全・安心な製品の製造・販売に際し、FSSC22000（食品安全マネジメントシステムに関する国際規格）を含め、事業の基盤となる食品安全衛生管理を着実に実行するとともに、労災ゼロ、異物混入クレームゼロを目標に、業務に取り組んでまいります。

当社グループを取り巻く環境は、厳しい状況が続くと思われませんが、前記の各施策を着実に実行し、堅実に業績を確保できるようつとめてまいります。

また、親会社の山崎製パン(株)との連携を強化し、グループ全体の総合力を発揮して、持続的な企業価値の向上と不二家ブランドの強化につとめ、事業の発展を目指します。株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第124期 (2018年度)	第125期 (2019年度)	第126期 (2020年度)	第127期 (2021年度)
売 上 高 (百 万 円)	105,241	103,347	99,085	104,751
経 常 利 益 (百 万 円)	2,745	2,346	3,036	5,218
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,370	1,207	1,046	3,173
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	53円16銭	46円84銭	40円59銭	123円11銭
総 資 産 (百 万 円)	71,594	71,645	71,367	75,720
純 資 産 (百 万 円)	48,395	49,423	50,284	54,356
1 株 当 たり 純 資 産 額	1,813円68銭	1,847円54銭	1,871円39銭	2,012円23銭

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は山崎製パン株式会社であり、同社は当社の株式を14,021千株（議決権比率54.4%）保有しております。

当社は、山崎製パン株式会社に対して当社製品を販売し、山崎製パン株式会社より同社製品の仕入を行い、また同社に対し当社事務業務の委託及び当社不動産の賃貸を行っております。

② 親会社との取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社との間で、製品の仕入、販売及び事務業務の委託並びに不動産の賃貸の取引を実施しておりますが、当該取引を実施するに当たっては、取引条件が第三者との通常の取引と相違しないこと等に留意し、合理的な根拠に基づき、公正且つ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、当該取引を実施するに当たっては、法令に基づき、取締役会における議論を経て、取引条件が第三者との通常の取引と相違しないこと等を確認した上で取引実施の可否を決定しており、当社取締役会としては、当該取引が当社の利益を害することはないと判断しております。

ハ. 重要な財務及び事業の方針に関する契約等

当社は、親会社との間で製品の相互販売、相互OEM生産、共同原材料調達、共同プロモーションの展開、販売拠点の共同開発、物流の共同化等の重要な事業の方針に関する業務資本提携契約を締結しております。

③ 子会社の状況（2021年12月31日現在）

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ダロワイヨジャパン	50百万円	100.0%	洋菓子、パン、アイスクリーム及び惣菜類の製造、販売
不二家乳業株式会社	64百万円	89.0%	飲料及び乳製品の製造、販売
株式会社不二家システムセンター	100百万円	100.0%	事務受託業務及びアウトソーシング受託
不二家飲料果実株式会社	30百万円	99.5%	フルーツの加工、飲料の製造、販売
不二家（杭州）食品有限公司	110百万人民元	71.6%	キャンディ等菓子類の製造、販売
株式会社不二家神戸	50百万円	100.0%	和洋菓子の製造、販売

- (注) 1. 当社は、2021年7月1日付で、連結子会社でありました(株)不二家フードサービスを吸収合併いたしました。
2. 当社は、2021年10月1日付で、連結子会社でありました(株)不二家東北を吸収合併いたしました。
3. (株)不二家神戸は、2021年4月1日付で、(株)スイートガーデンから商号変更しております。

(8) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

事業	事業内容
洋菓子事業	ケーキ、ベーカリー、デザート等洋菓子類、チョコレート、キャンディ等菓子類及びアイスクリームの製造、販売並びに喫茶及び飲食店の経営
製菓事業	チョコレート、キャンディ、パイ、クッキー等菓子類及びネクター、レモンスカッシュ等嗜好飲料並びに乳製品等菓子・食品の製造、販売

(9) 主要な営業所及び工場（2021年12月31日現在）

- ① 当社本店 東京都文京区大塚二丁目15番6号
 ② 洋菓子事業

部 門	名 称 及 び 所 在 地
直 営 店 舗	数寄屋橋店、西洋菓子舗三越銀座店、イオン東雲店、ダロワイヨ自由が丘本店（東京）、横浜センター店、アトレ川崎店、アリオ橋本店（神奈川）、鳩ヶ谷坂下店（埼玉）、西洋菓子舗名古屋栄三越店（愛知）、西洋菓子舗JR京都伊勢丹店（京都）、カントリーマアムFACTORYエキスポシティ店、桃山台店（大阪）、日生中央サピエ店（兵庫）、ショッピング福岡店（福岡）等
フランチャイズ 店 舗	長沼店（北海道）、いわき小島店（福島）、大胡モール店（群馬）、境長井戸店（茨城）、綾瀬店、イオン昭島店、ライフ中河原店、飯田橋店（東京）、さがみ野マルエツ店（神奈川）、旭店（千葉）、イオン羽生店、所沢北野店（埼玉）、沼津店（静岡）、土岐店（岐阜）、刈谷築地店、岡崎かけまち店（愛知）、アピタ松任店（石川）、伏見店（京都）、マックスバリュ平野店（大阪）、西明石店（兵庫）、鳥取桜ヶ丘店（鳥取）、エミフルMASAKI店（愛媛）、ゆめタウン宇部店、ゆめシティ店（山口）等
工 場	埼玉工場（埼玉）、野木工場（栃木）、泉佐野工場（大阪）、吉野ヶ里工場（佐賀）、山形工場（山形）、㈱不二家神戸（兵庫）等

③ 製菓事業

部 門	名 称 及 び 所 在 地
営 業 部 統 括 部	広域営業部、首都圏、輸出営業部（東京）、近畿・中四国（大阪）、中部（愛知）、九州（福岡）、北海道・東北（宮城）
工 場	平塚工場、秦野工場（神奈川）、富士裾野工場（静岡）、不二家飲料果実㈱（福島）等

(10) 従業員の状況（2021年12月31日現在）

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
2,176名	23名減

(注) 上記のほか、臨時従業員が期中平均3,526名おります。

(11) 主要な借入先及び借入額（2021年12月31日現在）

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 り そ な 銀 行	425百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	125
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	125
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	125

2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 25,776,200株（自己株式8,459株を除く）
- (3) 当事業年度末の株主数 49,713名（前期末比5,491名増）
- (4) 上位10名の株主の状況

株主名	持株数	持株比率
山崎製パン株式会社	14,021,300株	54.3%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	957,800	3.7
不二家不二栄会持株会	814,800	3.1
株式会社バンダイナムコホールディングス	500,000	1.9
株式会社りそな銀行	302,207	1.1
藤井 林太郎	132,444	0.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	103,500	0.4
損害保険ジャパン株式会社	98,466	0.3
株式会社みずほ銀行	78,566	0.3
不二家従業員持株会	73,038	0.2

（注）持株比率は自己株式（8,459株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年12月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
山田 憲典	代表取締役会長	
河村 宣行	代表取締役社長	不二家（杭州）食品有限公司董事長
宮崎 広	専務取締役	経営企画・総務人事・経理担当、海外事業担当、経理本部長
瓜生 徹	専務取締役	洋菓子事業本部担当、菓子事業本部担当、購買担当
飯島 延浩	取締役相談役	山崎製パン株式会社代表取締役社長 株式会社東ハト代表取締役会長
坂下 展敏	取締役	洋菓子事業本部生産本部長
富永 寿哉	取締役	菓子事業本部長兼菓子事業本部営業本部長
古田 健	取締役	菓子事業本部生産本部長
高橋 俊裕	取締役	
中野 武夫	取締役	みずほ信託銀行株式会社常任顧問 損害保険ジャパン株式会社社外監査役 東京建物株式会社社外取締役
村岡 香奈子	取締役	弁護士、日本光電工業株式会社社外取締役
酒井 美紀	取締役	
塚崎 覺	常勤監査役	
中島 清隆	常勤監査役	
弘中 徹	監査役	弁護士、弁護士法人弘中総合法律事務所代表社員
佐藤 元宏	監査役	公認会計士、公認会計士佐藤元宏事務所所長、前田建設工業株式会社社外監査役

- (注) 1. 2021年3月24日開催の第126期定時株主総会終結の時をもって、内田宏治氏は監査役を辞任いたしました。
2. 取締役高橋俊裕、中野武夫、村岡香奈子及び酒井美紀の4氏は社外取締役であります。
3. 監査役弘中徹及び佐藤元宏の両氏は社外監査役であります。
4. 当社は、社外取締役高橋俊裕、中野武夫及び村岡香奈子の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。
5. 取締役河村宣行氏は、2021年1月22日付で不二家（杭州）食品有限公司の董事長に就任いたしました。
6. 取締役中野武夫氏は、2021年3月25日付で東京建物株式会社社の社外取締役に就任いたしました。
7. 当社は、取締役高橋俊裕、中野武夫、村岡香奈子及び酒井美紀並びに監査役弘中徹及び佐藤元宏の6氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円もしくは会社法第425条第1項の最低責任限度額のいずれか高い額としております。
8. 当社は、当社取締役及び監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者（取締役・監査役全員）は、役員等賠償責任保険の保険料の10%にあ

る額を負担しており、被保険者個々の負担額は、被保険者全員報酬総額に占める被保険者個々の報酬額の割合に応じて算出した額であります。

当該契約の概要は次のとおりであります。なお、当該保険契約では、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としております。

- ① 被保険者が取締役及び監査役としての職務につき行った行為（不法行為を含みます）に起因して、保険期間中に株主、投資家、従業員その他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う。
 - ② 上記の保険金の支払いが認められるのは、取締役及び監査役がその損害賠償の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
9. 監査役佐藤元宏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、「取締役の個人別の報酬等の内容決定に関する方針」（以下、「決定方針」といいます）を取締役会で決議しております。決定方針の内容は以下のとおりです。

当社は、多様で優秀な人材を確保するために、同業種他社及び他業種同規模他社の報酬水準を参酌しつつ、当社の持続的成長及び中長期的な企業価値向上に資するよう、適切な報酬水準とすることを基本としております。取締役の報酬は、取締役報酬規程及び取締役報酬規程附則に基づき、社外取締役以外の取締役については、役位に応じた固定報酬（年俸制・月例現金報酬）のみで構成されており、経営成績及び取締役の業績等を勘案して、年俸を見直すこととしております。社外取締役の報酬は固定報酬（年俸制・月例現金報酬）のみとしております。

取締役の報酬額は、株主総会で認められた報酬額の枠内で、取締役会から委任を受けた報酬会議により定めております。報酬会議は、会長、社長及び総務人事本部長により構成され、事前に独立社外取締役に意見を聴取したうえで、取締役個々人の報酬額を決定し、決定内容を取締役会に報告することとしております。

② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会から委任を受けた報酬会議は、事前に独立社外取締役に意見を聴取したうえで、取締役報酬規程及び取締役報酬規程附則に基づき、当事業年度に係る取締役個々人の報酬額を決定しております。こうした手続きを経て、当該報酬額が決定されていることから、取締役会は、当事業年度に係る取締役個々人の報酬額が決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の限度額は、2019年3月26日開催の第124期定時株主総会において、年額300百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち社外取締役は2名）であります。

監査役の報酬の限度額は、2017年3月24日開催の第122期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）であります。

④ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、取締役報酬規程及び取締役報酬規程附則に基づき、事前に独立社外取締役に意見を聴取したうえで、取締役個々人の報酬額を決定することを報酬会議に委任しております。

当該権限を委任した理由は、当社全体の経営成績及び取締役の業績等を勘案した年俸の見直しは、代表取締役を構成員に含む報酬会議で行うことが適しており、また、独立社外取締役の意見を聴取したうえで会議体の合議を通じて決定することにより、報酬に関する独立性・客観性を高めるためであります。

報酬会議で決定された取締役の報酬額は、取締役会に報告する措置を講じております。

報酬会議の構成員は、代表取締役会長 山田憲典、代表取締役社長 河村宣行、常務執行役員 総務人事本部長 佐野正樹の3名であります。

⑤ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (内社外取締役)	15名 (4名)	254百万円 (49百万円)	— (—)	— (—)	254百万円 (49百万円)
監 査 役 (内社外監査役)	5名 (2名)	55百万円 (22百万円)	— (—)	— (—)	55百万円 (22百万円)
合 計 (内社外役員)	20名 (6名)	309百万円 (72百万円)	— (—)	— (—)	309百万円 (72百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の支給人数及び総額には、2021年3月24日開催の第126期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及びその支給額を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の取締役の員数は、12名（うち社外取締役は4名）であります。
2. 監査役の報酬等の支給人数及び総額には、2021年3月24日開催の第126期定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名及びその支給額を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の監査役の員数は、4名（うち社外監査役は2名）であります。
3. 監査役中島清隆氏は、2021年3月24日開催の第126期定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した後、監査役に就任したため、支給額と員数につきましては、監査役在任期間は監査役に、取締役在任期間は取締役に含めて記載しております。
4. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含んでおりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職の状況	当社と当該他の法人等との関係
取締役	中野 武夫	みずほ信託銀行株式会社常任顧問 損害保険ジャパン株式会社社外監査役 東京建物株式会社社外取締役	当社はみずほ信託銀行株式会社との間で確定給付年金の一部に関する運用委託取引がありますが、当社及び同社の連結売上高の1%未満と僅少であります。 当社は損害保険ジャパン株式会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しておりますが、その保険料は当社及び同社の連結売上高の1%未満と僅少であります。 当社と東京建物株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役	村岡 香奈子	宏和法律事務所 弁護士 日本光電工業株式会社社外取締役	当社と左記法人等との間には重要な取引その他の関係はありません。
監査役	弘中 徹	弁護士法人弘中総合法律事務所 代表社員	当社は同事務所所属の同氏以外の弁護士と顧問契約を締結しております。
監査役	佐藤 元宏	公認会計士佐藤元宏事務所所長 前田建設工業株式会社社外監査役	当社と左記法人等との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 各社外役員 of 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	高橋俊裕	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席いたしました。経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営全般に関する有意義な発言を積極的に行っております。
取締役	中野武夫	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席いたしました。金融機関における豊富な経験と財務・会計に関する幅広い見識を活かし、経営全般に関する有意義な発言を積極的に行っております。
取締役	村岡香奈子	当事業年度中、2021年3月24日就任以降開催の取締役会10回すべてに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と知識から、企業法務に関する幅広い知見をもって発言を行っております。
取締役	酒井美紀	当事業年度中、2021年3月24日就任以降開催の取締役会10回のうち9回に出席いたしました。社会貢献や情報発信などの観点から有意義な発言を行っております。
監査役	弘中徹	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、監査役会15回すべてに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と知識から、企業法務に関する幅広い知見をもって発言を行っております。
監査役	佐藤元宏	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、監査役会15回すべてに出席いたしました。公認会計士としての豊富な経験と知識から、専門的な観点から発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	61百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- ① 当社監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会はこれを株主総会に提出いたします。
- ② 当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「社是」及び「経営理念」に則った「不二家グループの行動規範」を制定し、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とし、職務を遂行する。
- ② 当社及び当社グループ会社は、事業環境と社会の変化に対応するため、企業経営を通じて社会の進展と文化の向上に寄与することを使命とする親会社の経営基本方針及び科学的見地から現代経営のあるべき姿を追求するという経営方針を尊重し、具体的な事業経営に当たっては、顧客本位・品質本位の精神で新しい価値と需要を創造し、実効性のある効率的な事業経営を推進する。
- ③ 当社は、コンプライアンス活動を推進していくため、取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果及び対応策を必要に応じて取締役会に報告及び提案する。
- ④ 当社は、コンプライアンスの徹底を図るため、代表取締役社長がコンプライアンス推進責任者を任命し、コンプライアンスの状況・問題等の把握及び報告、対応策の協議、並びに教育及び研修を実施する。また、当社グループ全体のコンプライアンスを推進するため、各子会社及び関連会社ごとにコンプライアンス推進責任者を置く。
- ⑤ 当社は、当社及び当社グループ会社におけるコンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、社外窓口を含めた複数の窓口を設置し、問題の未然防止、早期発見及び早期解決につとめる。相談者からの相談内容及び個人情報秘守し、相談者に対して不利益な取扱いをしない。なお、この窓口は当社グループ各社の使用人も利用できるものとする。
- ⑥ 当社及び当社グループ会社の役職員は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、反社会的勢力と一切の関係を持たない。

⑦ 当社は、不当要求等の介入に対して、総務部を対応統括部署、総務部長を不当要求防止責任者とし、警察等の外部専門機関と緊密な連携のもと、関係部署が協力して組織的に対応し、利益供与を含め不当要求等には絶対に応じない。当社及び当社グループ会社では、コンプライアンス教育を通し反社会的勢力排除に向けた啓蒙活動につとめる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保管及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定にかかわる記録及び各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書その他の取締役の職務執行に係る情報を、法令及び社内規則に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理する。
- ② 当社の取締役及び監査役は、常時、この文書及び電磁的媒体を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスクに関する管理基準及び管理体制を整備し、総括的なリスク管理規程を定める。
- ② 当社のリスク管理は、当該分野の所管部が行うほか、リスク管理委員会が当社グループ全体の横断的な管理を行う。リスク管理委員会は、上記のリスク管理規程に従い、リスクを定期的に分析・評価し、必要に応じてリスク管理のあり方の見直しを行う。特に品質リスクについては、食品メーカーとしての商品の安全・安心の確保という社会的責任を認識し、万全の注意を払う。
- ③ 当社は、不測の事態が発生した場合には、当社代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会を月1回定例開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、経営の意思決定の迅速化と、効率的な事業の運営を行う。
- ② 当社は、取締役会の下に常務会及び業務執行会議を設けて、取締役会での意思決定を行う事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、当社業務の執行について審議し、意思決定を行う。
- ③ 当社は経営と執行を分離する執行役員制を導入し、責任と権限を明確にする。

(5) 当社及び当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社グループ会社の管理に関する規程（関係会社管理規程）を制定し、当社グループ会社に対し、営業成績、財務状況その他の経営情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。また、当社グループ会社において関係会社管理規程に定める重要事項が発生した場合は、当該事項を当社に報告するとともに、当社取締役会規則または稟議規程その他関連規程に基づく承認もしくは決裁等を得るものとする。

- ② 当社は、当社及び当社グループ会社のリスク管理機関としてリスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメントを実施する。
 - ③ 当社は、当社グループ会社における職務分掌、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、当社グループ会社における職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保する体制を構築させる。
 - ④ 当社及び当社グループ会社においては、当社グループ会社の規模や業態に応じて、当社常勤監査役が監査役に就任し、当該会社の取締役会に出席するとともに監査を行い、業務の適正を確保する体制をとるとともに、係る当社グループ会社の非常勤取締役を当社から派遣し、当社グループ会社の取締役の職務執行を監視・監督する。
 - ⑤ 当社の海外子会社は、本基本方針を踏まえつつ、当該子会社が所在する国及び地域における法制、商慣習その他の実務慣行等に配慮して、適切な管理体制を構築する。
 - ⑥ 当社は、親会社の経営方針を共有しつつ、親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引等を実施するに当たっては、必ず取締役会に付議のうえ、決定する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社は、監査役室を設置し、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で監査役の職務を補助するために必要な知識と経験を有する使用人を配置する。
 - ② 当該使用人の任命、異動、評価等人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人は監査役の指揮命令に従い職務を遂行する。
- (7) 当社及び当社グループ会社の役職員またはこれらの者から通報を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、常務会及び業務執行会議等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社及び当社グループ会社の役職員から職務執行状況を聴取する。
 - ② 当社及び当社グループ会社の役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社グループ会社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに当該事実を当社監査役に報告するものとする。
 - ③ 当社及び当社グループ会社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
 - ④ 当社の内部通報制度を担当する役職員は、当社及び当社グループ会社の役職員からの内部通報により収集された情報を、定期的にまたは必要に応じて随時、当社監査役に対して報告する。

- ⑤ 当社は、当社監査役に対して報告をした当社及び当社グループ会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社及び当社グループ会社の役職員に周知徹底する。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払いまたは支出した費用の償還等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ② 監査役及び監査役会は、代表取締役との意見交換会を定期的実施し、経営方針の確認、対処すべき事項その他の監査上の重要課題について、相互認識と信頼関係を深めるようつとめるものとする。
- ③ 監査役は、会計監査人及び監査室と定期的に連絡会を開催し、会計監査及び内部監査の結果に基づき意見交換する。
- ④ 監査役は、職務の執行に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、専門機関等の外部専門家を自らの判断で起用することができるものとする。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンスの徹底を図るため、代表取締役社長の直轄組織であるコンプライアンス委員会を2回開催し、コンプライアンスの状況等の報告及び把握、対応策の協議を行いました。また、役員及び従業員に対する教育及び研修を拠点ごとに合計120回開催し、コンプライアンスに関する情報等を共有してそれぞれの職場で活かせるよう、直接指導を行いました。
- (2) 取締役職務の執行に係る情報の保管及び管理に関する体制
当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の記録、取締役会規則をはじめとした各会議の規程及び職務権限規程に基づいて決裁した文書その他の取締役職務執行に係る情報を、文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理を行っております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を4回開催し、想定されるリスク等に対応するとともに、リスク管理に関する情報共有及び管理を徹底しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、社外取締役4名を含む12名の取締役で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。取締役会は14回開催され、重要事項の決定や各業務執行取締役からの業務報告などが行われ、社外取締役や監査役を交え審議を行いました。また取締役会の下に常務会及び業務執行会議を設けて、取締役会での意思決定を行う事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、当社業務の執行について審議し、意思決定を行っております。

(5) 当社及び当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

グループ会社社長が参加する関係会社経営報告会を開催したほか、週次・月次でグループ会社から報告を受けております。当社グループ全体のリスクマネジメント実施のため、当社代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を4回開催し、グループ会社において想定されるリスク等について協議・対応いたしました。

また、グループ会社の重要事項については、当該事項を当社に報告させるとともに、当社取締役会規則または稟議規程その他関連規程に基づいて、当社の各担当部署において承認もしくは決裁等を実施しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役室を設置し、監査役の職務を補助するために必要な知識と経験を有する使用人を配置しており、当該使用人は監査役の指揮命令に従い職務を遂行しております。

(7) 当社及び当社グループ会社の役職員から通報を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか常務会及び業務執行会議等の重要会議に出席したほか、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社及び当社グループ会社の役職員から職務執行状況を聴取しております。また、定期的で開催されるコンプライアンス委員会に出席し、内部通報により収集された情報の報告を受けております。さらに、監査役及び監査役会は、代表取締役との意見交換会を4回実施したほか、会計監査人及び内部監査を実施している監査室とも定期的に連絡会を開催し、監査に関連する情報の収集を行っております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
|--------------------|---------------|------------------------|---------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b> |               | <b>( 負 債 の 部 )</b>     |               |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>37,110</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>17,915</b> |
| 現金及び預金             | 16,552        | 支払手形及び買掛金              | 6,311         |
| 受取手形及び売掛金          | 14,090        | 短期借入金                  | 1,068         |
| 商品及び製品             | 3,062         | リース債務                  | 213           |
| 仕掛品                | 356           | 未払金                    | 5,878         |
| 原材料及び貯蔵品           | 2,422         | 未払法人税等                 | 745           |
| その他                | 876           | 賞与引当金                  | 389           |
| 貸倒引当金              | △250          | その他                    | 3,307         |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>38,610</b> | <b>固 定 負 債</b>         | <b>3,448</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>25,544</b> | リース債務                  | 353           |
| 建物及び構築物            | 6,995         | 繰延税金負債                 | 63            |
| 機械装置及び運搬具          | 9,732         | 退職給付に係る負債              | 2,141         |
| 工具器具及び備品           | 494           | その他                    | 890           |
| 土地                 | 5,243         | <b>負 債 合 計</b>         | <b>21,363</b> |
| リース資産              | 633           | <b>( 純 資 産 の 部 )</b>   |               |
| 建設仮勘定              | 2,444         | <b>株 主 資 本</b>         | <b>50,875</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>1,693</b>  | 資本金                    | 18,280        |
| 商標権                | 599           | 資本剰余金                  | 4,062         |
| ソフトウェア             | 509           | 利益剰余金                  | 28,549        |
| その他                | 585           | 自己株式                   | △16           |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>11,372</b> | <b>その他の包括利益累計額</b>     | <b>991</b>    |
| 投資有価証券             | 6,842         | その他有価証券評価差額金           | 196           |
| 長期貸付金              | 306           | 繰延ヘッジ損益                | 0             |
| 繰延税金資産             | 1,452         | 為替換算調整勘定               | 668           |
| 敷金及び保証金            | 2,082         | 退職給付に係る調整累計額           | 125           |
| 退職給付に係る資産          | 308           | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>   | <b>2,488</b>  |
| その他                | 511           | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>54,356</b> |
| 貸倒引当金              | △131          | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>75,720</b> |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>75,720</b> |                        |               |

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   |         |
|-----------------|-------|---------|
| 売上高             |       | 104,751 |
| 売上原価            |       | 54,643  |
| 売上総利益           |       | 50,107  |
| 販売費及び一般管理費      |       | 45,961  |
| 営業利益            |       | 4,146   |
| 営業外収益           |       |         |
| 受取利息            | 91    |         |
| 受取配当金           | 26    |         |
| 持分法による投資利益      | 476   |         |
| 助成金収入           | 424   |         |
| 雑収入             | 134   | 1,154   |
| 営業外費用           |       |         |
| 支払利息            | 9     |         |
| 雑損失             | 72    | 82      |
| 経常利益            |       | 5,218   |
| 特別利益            |       |         |
| 固定資産売却益         | 4     | 4       |
| 特別損失            |       |         |
| 固定資産売却損失        | 2     |         |
| 固定資産廃棄損失        | 141   |         |
| 減損損失            | 503   |         |
| 投資有価証券評価損失      | 7     |         |
| 災害損失            | 17    | 672     |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 4,550   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,173 |         |
| 法人税等調整額         | △176  | 996     |
| 当期純利益           |       | 3,553   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |       | 380     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 3,173   |

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|---------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高           | 18,280  | 4,065     | 25,763    | △18     | 48,090      |
| 当 期 変 動 額           |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当         | —       | —         | △386      | —       | △386        |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | —       | —         | 3,173     | —       | 3,173       |
| 自 己 株 式 の 取 得       | —       | —         | —         | △0      | △0          |
| 自 己 株 式 の 処 分       | —       | 0         | —         | 2       | 2           |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減  | —       | △3        | —         | —       | △3          |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | —       | —         | —         | —       | —           |
| 当 期 変 動 額 合 計       | —       | △3        | 2,786     | 2       | 2,785       |
| 当 期 末 残 高           | 18,280  | 4,062     | 28,549    | △16     | 50,875      |

|                     | その他の包括利益累計額                   |                  |                    |                            |                                 | 非 支 配<br>株 主 持 分 | 純資産合計  |
|---------------------|-------------------------------|------------------|--------------------|----------------------------|---------------------------------|------------------|--------|
|                     | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ<br>損 益 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退 職 給 付 に<br>係 属 調 整 累 計 額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |                  |        |
| 当 期 首 残 高           | 186                           | —                | △0                 | △41                        | 144                             | 2,049            | 50,284 |
| 当 期 変 動 額           |                               |                  |                    |                            |                                 |                  |        |
| 剰 余 金 の 配 当         | —                             | —                | —                  | —                          | —                               | —                | △386   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | —                             | —                | —                  | —                          | —                               | —                | 3,173  |
| 自 己 株 式 の 取 得       | —                             | —                | —                  | —                          | —                               | —                | △0     |
| 自 己 株 式 の 処 分       | —                             | —                | —                  | —                          | —                               | —                | 2      |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減  | —                             | —                | —                  | —                          | —                               | —                | △3     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 9                             | 0                | 669                | 167                        | 847                             | 439              | 1,286  |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 9                             | 0                | 669                | 167                        | 847                             | 439              | 4,071  |
| 当 期 末 残 高           | 196                           | 0                | 668                | 125                        | 991                             | 2,488            | 54,356 |

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 6社 (株)ダロワイヨジャパン  
(株)不二家システムセンター  
不二家乳業(株)  
不二家飲料果実(株)  
不二家(杭州)食品有限公司  
(株)不二家神戸

当連結会計年度において、(株)不二家フードサービス及び(株)不二家東北は当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結範囲から除外しております。

(株)不二家神戸は2021年4月1日付で(株)スイートガーデンから商号変更しております。

- (2) 主要な非連結子会社の名称 不二家テクノ(株)

非連結会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産額、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社数 2社 B-R サーティワンアイスクリーム(株)  
日本食材(株)

- (2) 主要な持分法を適用しない非連結子会社

主要な非連結子会社の名称 不二家テクノ(株)

なお、持分法を適用していない非連結子会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

#### 3. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
時価のないもの 移動平均法による原価法

- ② たな卸資産 製品、仕掛品及び貯蔵品は、主として総平均法による原価法  
 原材料は、最終仕入原価法による原価法  
 （貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ③ デリバティブ 時価法
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
 定率法を採用しております。  
 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
  - ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
 定額法を採用しております。  
 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき、また、商標権につきましては、主として15年の定額法により償却しております。
  - ③ リース資産  
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金  
 将来の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金  
 従業員に支給する賞与に充てるため、賞与支給規程に従い、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
  - ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
 退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
  - ② 数理計算上の差異の費用処理方法  
 数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

## (5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

在外連結子会社の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

## (6) 重要なヘッジ会計の方法

## ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

## ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…… 為替予約取引等

ヘッジ対象…… 原材料輸入に係る外貨建予定取引

## ③ ヘッジ方針

原材料輸入に係る為替変動リスクについて、ヘッジしております。

## ④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しています。

## (7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

## (1) 固定資産の減損

## ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

| 項 目    | 金 額    |
|--------|--------|
| 減損損失   | 503    |
| 有形固定資産 | 25,544 |
| 無形固定資産 | 1,693  |

## ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

## i 減損の兆候の判定と割引前将来キャッシュ・フローの算出方法

当社グループは、固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、主として事業セグメントを基礎として資産のグルーピングを行っております。このうち、洋菓子店舗及び外食店舗につきましては店舗別資産ごとにグルーピングを行い、賃貸用資産及び遊休資産等につきましては個々の資産ごとにグルーピングを行っております。収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しており、使用価値を算定する場合における割引前将来キャッシュ・フローは、翌連結会計年度の事業計画及び事業計画が策定されている期間を超える期間については、新型コロナウイルス感染症の影響も加味した成長率に基づき算定しております。また、正味売却価額については、不動産鑑定評価額等に基づいて算定しております。

ii 主要な仮定

洋菓子店舗及び外食店舗については、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響を受けており、2022年末頃まで一定の影響が続くものと仮定して固定資産の減損に関する会計上の見積りを行っております。

また、不動産鑑定評価には原価法が適用され、主要な仮定は土地の更地価格であります。

iii 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

固定資産の減損の判断に用いた主要な仮定は合理的と認識しております。

しかし、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果がこれらの見積りと異なる場合や不動産鑑定評価額が低下するなど回収可能価額が変動した場合、固定資産の減損損失が発生し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 1,452百万円

このうち、当社単体で1,406百万円（繰延税金負債と相殺前の金額 1,559百万円）を計上しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

i 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは事業計画を基礎としており、過去の実績値及び事業計画値に基づいて企業会計基準適用指針第26号による企業分類を行い、繰延税金資産の回収可能額を算定しております。

ii 主要な仮定

見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、原材料価格の見込及び菓子事業における販売高見込であります。

原材料価格の見込については、過去からの相場動向の推移や市場予測、市場価格等を勘案した仮定に基づいております。また、菓子事業における販売高見込については、当連結会計年度の販売実績が翌連結会計年度以降も継続すると仮定しております。

iii 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いた主要な仮定は合理的と認識しております。

しかし、原材料価格の見込及び菓子事業における販売高見込は、見積りの不確実性を伴い、原材料価格の更なる上昇や菓子事業における販売高の落ち込みとなり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、繰延税金資産の取り崩しを行い、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

## II 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 73,300百万円  
減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

2. 期末日満期手形等の処理

期末日満期手形の会計処理は手形交換日をもって決済処理しております。

また、債権の一部については、手形と同様の期日条件で現金決済する方式を用いております。

当連結会計年度は期末日が金融機関休業日のため、期末日満期手形及び期末日期日債権の一部が期末残高に含まれております。

その主なものは次のとおりであります。

|      |          |
|------|----------|
| 受取手形 | 0百万円     |
| 売掛金  | 2,131百万円 |

## III 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 25,784,659株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2021年3月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

|            |             |
|------------|-------------|
| ① 配当金の総額   | 386百万円      |
| ② 1株当たり配当額 | 15円         |
| ③ 基準日      | 2020年12月31日 |
| ④ 効力発生日    | 2021年3月25日  |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
2022年3月24日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。

- |            |                     |
|------------|---------------------|
| ① 配当金の総額   | 773百万円              |
| ② 1株当たり配当額 | 30円                 |
|            | (内訳 普通配当25円 記念配当5円) |
| ③ 配当の原資    | 利益剰余金               |
| ④ 基準日      | 2021年12月31日         |
| ⑤ 効力発生日    | 2022年3月25日          |

#### IV 金融商品に関する注記

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、設備投資等に係る資金調達を目的としております。

デリバティブ取引は、持分法適用関連会社で実施している外貨建ての営業債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

###### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部における営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。また、敷金及び保証金については各事業部における営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた管理規程に従い、決裁担当者の承認を得て行っております。

なお、連結子会社についても、同様の管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項 デリバティブ取引」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

|                             | 連結貸借対照表<br>計上額(百万円) | 時価(百万円)        | 差額(百万円) |
|-----------------------------|---------------------|----------------|---------|
| (1) 現金及び預金                  | 16,552              | 16,552         | —       |
| (2) 受取手形及び売掛金<br>貸倒引当金 (*1) | 14,090<br>△250      | 14,090<br>△250 | —       |
| (3) 投資有価証券 (*2)             | 13,840              | 13,840         | —       |
| (4) 敷金及び保証金                 | 5,023               | 17,386         | 12,362  |
|                             | 2,082               | 2,079          | △2      |
| 資産計                         | 37,499              | 49,859         | 12,359  |
| (1) 支払手形及び買掛金               | 6,311               | 6,311          | —       |
| (2) 短期借入金                   | 960                 | 960            | —       |
| (3) 未払金                     | 5,878               | 5,878          | —       |
| (4) 長期借入金 (1年内の返済<br>予定を含む) | 108                 | 108            | 0       |
| 負債計                         | 13,258              | 13,258         | 0       |
| デリバティブ取引                    | 0                   | 0              | —       |
| デリバティブ取引計                   | 0                   | 0              | —       |

(\*1) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めており、差額は当該株式の時価評価によるものであります。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資 産

#### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

#### (4) 敷金及び保証金

これらの時価について、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金（1年内の返済予定を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## デリバティブ取引

- (1) ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものではありません。

- (2) ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

| ヘッジ会計の方法      | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等        |       | 時価        | 当該時価の算定方法                 |
|---------------|--------------|---------|-------------|-------|-----------|---------------------------|
|               |              |         |             | うち1年超 |           |                           |
| 為替予約等の繰延ヘッジ処理 | 為替予約取引 買建米ドル | 仕入債務    | 119<br>(*1) | —     | 0<br>(*1) | 取引金融機関から提示された価格に基づき算定している |

(\*1) 為替予約等の繰延ヘッジ処理によるものは、持分法適用関連会社で実施している仕入債務に対する為替予約によるものであります。契約額及び時価については、当社の持分相当額を乗じて算出しており、税効果相当額を控除して連結貸借対照表に計上しております。

- (注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額1,818百万円）は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、これらについては、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

## V 企業結合等に関する注記

### 共通支配下の取引等

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、2021年7月1日を効力発生日として当社の連結子会社である株式会社不二家フードサービス（以下「フードサービス社」という。）を吸収合併することを決議し、同日、吸収合併契約を締結いたしました。当該合併契約は、2021年3月24日開催の株主総会で承認され、2021年7月1日付で吸収合併いたしました。

#### 1. 取引の概要

##### (1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

|           |                |
|-----------|----------------|
| 結合当事企業の名称 | 株式会社不二家フードサービス |
| 事業の内容     | レストラン事業        |

##### (2) 企業結合日

2021年7月1日

##### (3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式であり、フードサービス社は解散いたしました。

##### (4) 企業結合後の名称

株式会社不二家

##### (5) その他取引の概要に関する事項

本合併により、当社はレストラン事業を当社に組み入れ、洋菓子事業と相互の協力体制を一層強化するなど、他社にない強みを生かして業績向上を期してまいります。

#### 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## VI 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,012円23銭

2. 1株当たり当期純利益 123円11銭

## VII 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                  | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
|----------------------|---------------|------------------------|---------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b>   |               | <b>( 負 債 の 部 )</b>     |               |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>30,692</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>14,224</b> |
| 現金及び預金               | 9,674         | 支払手形                   | 193           |
| 受取手形                 | 43            | 買掛金                    | 5,005         |
| 商品及び製品               | 12,553        | 短期借入金                  | 660           |
| 仕掛品                  | 2,328         | リース債                   | 190           |
| 材料及び貯蔵品              | 310           | 未払払                    | 2,522         |
| 前払費用                 | 1,874         | 未払歩戻奨励金                | 2,556         |
| 関係会社短期貸付金            | 402           | 未払消費税等                 | 287           |
| その他                  | 3,915         | 未払費用                   | 963           |
| 貸倒引当金                | 337           | 未払法人税等                 | 448           |
|                      | △748          | 前受金                    | 68            |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>28,016</b> | 賞与引当金                  | 316           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>19,135</b> | 設備関係支払手形               | 812           |
| 建物                   | 5,063         | その他                    | 196           |
| 構築物                  | 718           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>2,737</b>  |
| 機械及び装置               | 7,384         | リース債                   | 289           |
| 車両運搬具                | 16            | 退職給付引当金                | 1,770         |
| 工具器具及び備品             | 315           | 資産除去債                  | 53            |
| 土地                   | 4,414         | 預り保証金                  | 624           |
| リース資産                | 545           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>16,962</b> |
| 建設仮勘定                | 677           |                        |               |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>1,263</b>  | <b>( 純 資 産 の 部 )</b>   |               |
| 借地権                  | 14            | <b>株 主 資 本</b>         | <b>41,629</b> |
| 商標                   | 599           | 資本金                    | 18,280        |
| ソフトウェア               | 470           | 資本剰余金                  | 4,065         |
| その他                  | 179           | 資本準備金                  | 3,859         |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>7,617</b>  | その他資本剰余金               | 205           |
| 投資有価証券               | 812           | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>19,300</b> |
| 関係会社株                | 3,065         | 利益準備金                  | 270           |
| 関係会社出資金              | 0             | その他利益剰余金               | 19,030        |
| 長期貸付金                | 219           | 繰越利益剰余金                | 19,030        |
| 破産更生債権等              | 282           | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△16</b>    |
| 長期前払費用               | 20            | 評価・換算差額等               | 117           |
| 繰延税金資産               | 6             | その他有価証券評価差額金           | 117           |
| 敷金及び保証金              | 1,406         | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>41,746</b> |
| 前払年金費用               | 1,617         |                        |               |
| その他                  | 199           | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>58,708</b> |
| 貸倒引当金                | 105           |                        |               |
|                      | △116          |                        |               |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>58,708</b> |                        |               |

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額   |        |
|-------------------------|-------|--------|
| 売 上 高 価                 |       | 84,619 |
| 売 上 原 価                 |       | 44,658 |
| 売 上 総 利 益               |       | 39,961 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |       | 37,362 |
| 営 業 利 益                 |       | 2,598  |
| 営 業 外 収 益               |       |        |
| 受 取 利 息                 | 20    |        |
| 受 取 配 当 金               | 788   |        |
| 為 替 差 益                 | 11    |        |
| 助 成 金 収 入               | 242   |        |
| 雑 収 入                   | 108   | 1,172  |
| 営 業 外 費 用               |       |        |
| 支 払 利 息                 | 5     |        |
| 社 債 利 息                 | 0     |        |
| 社 債 保 証 料               | 0     |        |
| 雑 損 失                   | 36    | 42     |
| 経 常 利 益                 |       | 3,729  |
| 特 別 利 益                 |       |        |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 益         | 2,314 |        |
| 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益       | 2     | 2,316  |
| 特 別 損 失                 |       |        |
| 固 定 資 産 廃 棄 損           | 48    |        |
| 減 損 損 失                 | 449   |        |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 263   |        |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 7     |        |
| 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損       | 2,731 |        |
| 貸 倒 損 失                 | 69    | 3,570  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |       | 2,475  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 609   |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △184  | 424    |
| 当 期 純 利 益               |       | 2,050  |

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

|                                        | 株 主 資 本 |           |                      |           |                                  |
|----------------------------------------|---------|-----------|----------------------|-----------|----------------------------------|
|                                        | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                      | 利 益 剰 余 金 |                                  |
|                                        |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他 金<br>資 本 剰 余 金 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金<br>繰 越 利 益 剰 余 金 |
| 当 期 首 残 高                              | 18,280  | 3,859     | 205                  | 231       | 17,405                           |
| 当 期 変 動 額                              |         |           |                      |           |                                  |
| 剰 余 金 の 配 当                            | —       | —         | —                    | —         | △386                             |
| 剰 余 金 の 配 当 に 伴 う<br>利 益 準 備 金 の 積 立 て | —       | —         | —                    | 38        | △38                              |
| 当 期 純 利 益                              | —       | —         | —                    | —         | 2,050                            |
| 自 己 株 式 の 取 得                          | —       | —         | —                    | —         | —                                |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) | —       | —         | —                    | —         | —                                |
| 当 期 変 動 額 合 計                          | —       | —         | —                    | 38        | 1,624                            |
| 当 期 末 残 高                              | 18,280  | 3,859     | 205                  | 270       | 19,030                           |

|                                        | 株 主 資 本 |             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等                 |                        | 純 資 産 合 計 |
|----------------------------------------|---------|-------------|---------------------------------|------------------------|-----------|
|                                        | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | そ の 他<br>有 価 証 券 金<br>評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高                              | △16     | 39,966      | 114                             | 114                    | 40,081    |
| 当 期 変 動 額                              |         |             |                                 |                        |           |
| 剰 余 金 の 配 当                            | —       | △386        | —                               | —                      | △386      |
| 剰 余 金 の 配 当 に 伴 う<br>利 益 準 備 金 の 積 立 て | —       | —           | —                               | —                      | —         |
| 当 期 純 利 益                              | —       | 2,050       | —                               | —                      | 2,050     |
| 自 己 株 式 の 取 得                          | △0      | △0          | —                               | —                      | △0        |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) | —       | —           | 2                               | 2                      | 2         |
| 当 期 変 動 額 合 計                          | △0      | 1,663       | 2                               | 2                      | 1,665     |
| 当 期 末 残 高                              | △16     | 41,629      | 117                             | 117                    | 41,746    |

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品及び貯蔵品は総平均法による原価法

原材料は最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### 3. 固定資産の減価償却方法

##### (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

##### (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づき、また、商標権につきましても、主として15年の定額法により償却しております。

##### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

将来の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

## (2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、当社賞与支給規程に従い、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。

## (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

## ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

## ② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末における退職給付債務は4,539百万円、年金資産は2,190百万円、退職給付信託は959百万円であります。

また、当事業年度末における退職給付引当金並びに同引当金と相殺されている退職給付信託における年金資産（未認識数理計算上の差異を除く）は、以下のとおりであります。

|                                 | 退職一時金     | 確定給付企業年金 | 合計        |
|---------------------------------|-----------|----------|-----------|
| 退職給付引当金<br>(退職給付信託の年金資産控除前)     | △2,499百万円 | 一百万円     | △2,499百万円 |
| 前払年金費用<br>(退職給付信託の年金資産加算前)      | —         | 199      | 199       |
| 退職給付信託の年金資産<br>(未認識数理計算上の差異を除く) | 729       | —        | 729       |
| 退職給付引当金<br>(退職給付信託の年金資産控除後)     | △1,770    | —        | △1,770    |
| 前払年金費用<br>(退職給付信託の年金資産加算後)      | —         | 199      | 199       |

## 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

## (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## (2) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

## 6. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 固定資産の減損

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

| 項 目    | 金 額    |
|--------|--------|
| 減損損失   | 449    |
| 有形固定資産 | 19,135 |
| 無形固定資産 | 1,263  |

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 (1) 固定資産の減損 ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### (2) 繰延税金資産の回収可能性

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 1,406百万円

(繰延税金負債と相殺前の金額は1,559百万円であります。)

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 (2) 繰延税金資産の回収可能性 ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## II 貸借対照表に関する注記

### 1. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権 4,925百万円

関係会社に対する短期金銭債務 656百万円

関係会社に対する長期金銭債務 352百万円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 68,239百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

### 3. 貸借対照表に計上した固定資産のほかに菓子生産設備の一部営業車両及びパーソナルコンピュータ等の事務機器をリース契約により使用しております。

## 4. 保証債務

関係会社他の営業債務に対する保証

|              |       |
|--------------|-------|
| 不二家乳業(株)     | 60百万円 |
| (株)ダロワイヨジャポン | 34百万円 |
| 合計           | 95百万円 |

## 5. 期末日満期手形等の処理

期末日満期手形の会計処理は手形交換日をもって決済処理しております。

また、債権の一部については、手形と同様の期日条件で現金決済する方式を用いております。

当事業年度は期末日が金融機関休業日のため、期末日債権の一部が期末残高に含まれております。

|     |          |
|-----|----------|
| 売掛金 | 2,063百万円 |
|-----|----------|

## Ⅲ 損益計算書に関する注記

## 1. 関係会社との取引高

|            |          |
|------------|----------|
| 売上高        | 6,527百万円 |
| 仕入高        | 6,038百万円 |
| その他の営業取引高  | 576百万円   |
| 営業取引以外の取引高 | 791百万円   |

## 2. 貸倒引当金戻入益及び抱合せ株式消滅差損

2021年7月1日をもって当社の連結子会社であった(株)不二家フードサービスを吸収合併したことに伴い、貸倒引当金戻入益2,314百万円を特別利益に計上し、抱合せ株式消滅差損2,731百万円を特別損失に計上しております。

## Ⅳ 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首の株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末の株式数(株) |
|---------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 普通株式(注) | 8,392          | 67            | —             | 8,459         |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

## V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|           |        |
|-----------|--------|
| 賞与引当金     | 101百万円 |
| 貸倒引当金     | 264    |
| 未払歩戻金     | 64     |
| 未払事業税     | 62     |
| 退職給付引当金   | 523    |
| 資産除去債務償却費 | 75     |
| 退職給付信託設定  | 564    |
| 関係会社株式評価損 | 224    |
| 子会社株式     | 133    |
| 減価償却超過額   | 336    |
| 繰越欠損金     | 285    |
| その他       | 104    |

|          |        |
|----------|--------|
| 繰延税金資産小計 | 2,742  |
| 評価性引当額   | △1,182 |
| 繰延税金資産計  | 1,559  |

### 繰延税金負債

|              |      |
|--------------|------|
| その他有価証券評価差額金 | △52  |
| 前払年金費用       | △100 |
| 繰延税金負債計      | △153 |

|           |       |
|-----------|-------|
| 繰延税金資産の純額 | 1,406 |
|-----------|-------|

## Ⅵ 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 親会社

(単位：百万円)

| 種類  | 会社等の名称   | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容                | 取引額   | 科目    | 期末残高 |
|-----|----------|-------------------|-----------|----------------------|-------|-------|------|
| 親会社 | 山崎製パン(株) | 被所有<br>直接 54.4    | 当社製品の販売   | 製品の販売<br>(※1)        | 4,788 | 売掛金   | 619  |
|     |          |                   | 同社製品の仕入   | 製品の仕入<br>(※1)        | 246   | 買掛金   | 13   |
|     |          |                   | 当社事務業務の委託 | 事務委託業務<br>(※5)       | 67    | 未払金   | 4    |
|     |          |                   | 当社不動産の賃借  | 土地・建物等の賃借(※6)        | 126   | 前受金   | 14   |
|     |          |                   | 当社不動産の賃借  | 土地・建物等に関する保証金の預り(※6) | —     | 預り保証金 | 352  |
|     |          |                   | 役員 兼務     |                      |       |       |      |

### 2. 子会社及び関連会社

(単位：百万円)

| 種類  | 会社等の名称     | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係   | 取引の内容         | 取引額   | 科目          | 期末残高 |
|-----|------------|-------------------|-------------|---------------|-------|-------------|------|
| 子会社 | 不二家飲料果実(株) | 所有<br>直接 99.5     | 同社商品及び製品の仕入 | 商品及び製品の仕入(※1) | 3,585 | 買掛金         | 281  |
|     |            |                   | 資金の援助       | 資金の貸付(※2)     | —     | 短期貸付金(※2)   | 785  |
|     |            |                   | 役員 兼務       |               |       |             |      |
| 子会社 | 不二家乳業(株)   | 所有<br>直接 89.0     | 同社製品の仕入     | 製品の仕入(※1)     | 652   | 買掛金         | 71   |
|     |            |                   | 資金の援助       | 資金の貸付(※2)     | —     | 短期貸付金(※2,3) | 550  |
|     |            |                   | 債務保証        | 債務保証(※4)      | 60    | —           | —    |
|     |            |                   | 役員 兼務       |               |       |             |      |

| 種類  | 会社等の名称   | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容         | 取引額 | 科目            | 期末残高  |
|-----|----------|-------------------|-----------|---------------|-----|---------------|-------|
| 子会社 | (株)不二家神戸 | 所有<br>直接 100.0    | 当社製品の販売   | 製品の販売<br>(※1) | 257 | 売掛金           | 56    |
|     |          |                   | 同社製品の仕入   | 製品の仕入<br>(※1) | 897 | 買掛金           | 138   |
|     |          |                   | 資金の援助     | 資金の貸付<br>(※2) | 300 | 短期貸付金<br>(※2) | 1,580 |
|     |          |                   | 役員の兼務     |               |     |               |       |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- ※1. 上記各社への製品の販売及び仕入については、実勢価額を勘案して合理的に決定しております。
- ※2. 資金の貸付に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、経営再建のための支援の一環として、一部の子会社において利息の減免を行っております。
- ※3. 子会社への貸付及び短期債権に対し、合計504百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当期において合計60百万円の貸倒引当金戻入益を計上しております。
- ※4. 債務保証については、当社が保証を行っているものであり、担保提供は受けておりません。なお、経営再建のための支援の一環として、債務保証料の減免を行っております。
- ※5. 事務業務の委託料については、実勢価額を勘案して合理的に決定しております。
- ※6. 不動産の賃貸については、不動産鑑定士の鑑定評価額に基づいて決定しております。

## Ⅶ 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,619円59銭
2. 1株当たり当期純利益 79円54銭

## Ⅷ 企業結合等に関する注記

共通支配下の取引等

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、2021年7月1日を効力発生日として当社の連結子会社である株式会社不二家フードサービス（以下「フードサービス社」という。）を吸収合併することを決議し、同日、吸収合併契約を締結いたしました。当該合併契約は、2021年3月24日開催の株主総会で承認され、2021年7月1日付で吸収合併いたしました。

### 1. 取引の概要

#### (1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

|           |                |
|-----------|----------------|
| 結合当事企業の名称 | 株式会社不二家フードサービス |
| 事業の内容     | レストラン事業        |

#### (2) 企業結合日

2021年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式であり、フードサービス社は解散いたしました。

(4) 企業結合後の名称

株式会社不二家

(5) その他取引の概要に関する事項

本合併により、当社はレストラン事業を当社に組み入れ、洋菓子事業と相互の協力体制を一層強化するなど、他社にない強みを生かして業績向上を期してまいります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

**Ⅸ 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

株式会社 不二家  
取締役会 御中

2022年2月7日

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 原 秀 敬   |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 石 田 大 輔 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社不二家の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社不二家及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

株式会社 不二家  
取締役会 御中

2022年2月7日

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 原 秀 敬   |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 石 田 大 輔 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社不二家の2021年1月1日から2021年12月31日までの第127期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第127期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務しており、重要な子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を述べました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等並びにEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引を行うに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月14日

株式会社不二家 監査役会

常勤監査役 中島 清 隆<sup>㊞</sup>

常勤監査役 塚崎 覺<sup>㊞</sup>

監査役 弘中 徹<sup>㊞</sup>

監査役 佐藤元宏<sup>㊞</sup>

(注) 監査役のうち弘中徹、佐藤元宏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を充実させていくことが経営の最重要課題と考えており、収益力向上に向け企業体質の強化を図りながら、安定的に配当を行うことを基本方針としております。

当期の配当につきましては、業績の状況と今後の事業環境を勘案し、企業基盤の強化のための内部留保にも配慮しつつ、普通配当を1株につき25円とするとともに、2021年11月に当社創業111周年を迎えたことを記念して、これまでの株主の皆様のご支援にお応えするため、1株につき5円の記念配当を加え、合わせて1株につき30円とさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金30円（普通配当25円、創業111周年記念配当5円）といたします。  
なお、この場合の配当総額は773,286,000円となります。
3. 剰余金の配当が効力を発生する日  
2022年3月25日

### 第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更したいと存じます。

1. 変更の理由
  - (1) 第2条（目的）  
当社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に対応するため、現行定款第2条（目的）に「土木建築の設計、施工、監理」の事業目的を追加するとともに、号数の繰り下げを行うものであります。
  - (2) 第18条（現行定款：株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供、変更案：電子提供措置等）及び附則  
「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 第24条（代表取締役および役付取締役）  
 当社の経営体制の一層の強化と充実をはかるため、現行定款第24条（代表取締役および役付取締役）第2項に、取締役副会長を定めることができる旨を追加するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～19. (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>20. (省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> | <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～19. (現行どおり)</p> <p><u>20. 土木建築の設計、施工、監理</u></p> <p><u>21. (現行どおり)</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(新設)</p> | <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、<u>取締役副会長</u>、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p>1. <u>現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第18条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

### 第3号議案 取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役飯島延浩氏及び瓜生徹氏が辞任されますので、その補欠として、社外取締役1名を含めた取締役2名の選任をお願いするものであります。

選任された場合の任期は、当社定款の定めにより、在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                      | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                          | いい じま みき お<br>飯島 幹雄<br>(1966年7月10日生) | 1997年4月 山崎製パン(株)入社<br>2004年3月 同社取締役<br>2006年10月 同社常務取締役<br>2008年3月 B-Rサーティワンアイスクリーム(株)社外取締役(現任)<br>2013年8月 山崎製パン(株)専務取締役<br>2014年10月 同社専務取締役 営業、デ일리ヤマザキ事業担当<br>2016年11月 同社専務取締役 営業、デ일리ヤマザキ事業、総合クリエーションセンター担当<br>2018年3月 同社取締役副社長 営業、デ일리ヤマザキ事業、総合クリエーションセンター担当<br>2019年8月 同社取締役副社長<br>2019年8月 (株)東ハト代表取締役社長(現任)<br>2020年1月 山崎製パン(株)取締役副社長 総務、人事担当<br>2020年6月 同社取締役副社長 総務、人事、関係会社管理・業務支援室担当(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>山崎製パン(株)取締役副社長<br>(株)東ハト代表取締役社長<br>B-Rサーティワンアイスクリーム(株)社外取締役 | 5,000株     |
| <取締役候補者とした理由><br>飯島幹雄氏は、当社親会社の山崎製パン(株)に入社以来、生産・営業・管理関連業務に携わり、2004年に同社取締役に就任し、海外事業、営業・コンビニエンスストア事業を担当するなど、幅広い分野の経験を積み重ね、2018年に同社副社長に就任するとともに、(株)東ハトの代表取締役社長、B-Rサーティワンアイスクリームの社外取締役に兼務しており、食品・菓子事業における豊富な業務経験と事業経営に関する幅広い知見を有していることから、取締役として選任をお願いするものであります。 |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                                          | かみ なが ぜん じ<br><b>神 長 善 次</b><br>(1943年4月25日生)<br><br><div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">社外取締役</div><br><br><div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div> | 1967年4月 外務省入省<br>1998年9月 特命全権大使 オマーン国駐筋<br>2001年9月 特命全権大使 ネパール国駐筋<br>2004年10月 特命全権大使 (大阪担当)<br>2005年10月 退官<br>2005年11月 (株)デイリーヤマザキ社外監査役<br>2013年6月 (株)サンデリカ社外監査役 (現任)<br>2017年4月 (株)東ハト社外監査役 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>(株)東ハト社外監査役<br>(株)サンデリカ社外監査役 | 0株         |
| <p>&lt;社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要&gt;</p> <p>神長善次氏は、外務省において要職を歴任され、外交を通じて培われた豊富な国際経験と国際情勢等に関する高い知見を有し、さらに複数の企業の監査役としての経験も有しておりますので、社外取締役として客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督をいただけることを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。</p> |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                     |            |

- (注) 1. 取締役候補者飯島幹雄氏は、当社の親会社である山崎製パン株式会社の取締役副社長であり、山崎製パン株式会社は、当社の事業と同一の部類に属する取引を行っております。当社は、山崎製パン株式会社との間で、業務資本提携契約を締結しており、製品の売買、同社に対し当社事務業務の委託及び当社不動産の賃貸を行っております。また、同氏は当社の親会社である山崎製パン株式会社の子会社である株式会社東ハトの代表取締役社長であり、株式会社東ハトは、当社の事業と同一の部類に属する取引を行っております。当社は、株式会社東ハトとの間で製品の売買を行っております。なお、同氏の山崎製パン株式会社及び株式会社東ハトにおける現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
2. 取締役候補者神長善次氏は、当社の親会社である山崎製パン株式会社の子会社である株式会社サンデリカ及び株式会社東ハトの社外監査役であり、株式会社東ハトは、当社の事業と同一の部類に属する取引を行っております。当社は、株式会社東ハトとの間で製品の売買を行っております。
3. 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款において、社外取締役との間で、社外取締役が任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定できる契約を締結できる旨を定めております。これにより、当社は、神長善次氏の選任が本総会において承認された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約の概要は次のとおりであります。
- ① 当該社外取締役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、金500万円もしくは会社法第425条第1項の最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
  - ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

4. 当社は、本総会で神長善次氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、当社取締役及び監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社取締役に選任された場合には、各氏は全員当該保険契約の被保険者となります。被保険者は、役員等賠償責任保険の保険料の10%にあたる額を負担しており、被保険者個々の負担額は、被保険者全員報酬総額に占める被保険者個々の報酬額の割合に応じて算出した額であります。  
当該契約の概要は次のとおりであります。なお、当該保険契約では、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれな  
いようにするための措置として、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項とし  
ております。
  - ① 被保険者が取締役及び監査役としての職務につき行った行為（不法行為を含みます）に起因して、保険期間中  
に株主、投資家、従業員その他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・  
争訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う。
  - ② 上記の保険金の支払いが認められるのは、取締役及び監査役がその損害賠償の原因となった職務の遂行につい  
て善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

開催場所が昨年と異なりますのでご注意ください。  
お土産のご用意はございません。  
何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

## 株主総会会場ご案内図

**会場** 明治記念館 富士の間  
東京都港区元赤坂二丁目2番23号

**交通**

- JR（中央・総武線） 信濃町駅下車 徒歩3分
- 地下鉄（銀座線・半蔵門線・大江戸線） 青山一丁目駅 2番出口より徒歩6分

